

おおい町町内事業者事業継続支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況が続く事業者の事業継続を支援するため、前々年または前年と比べ大幅に減収となった事業者に対し支援金を給付します。

対象要件

◆「福井県中小企業者等事業継続支援金」の給付を受けた町内事業者

- ※ すでに「福井県中小企業者等事業継続支援金」を県に申請し受給していること。
- ※ 町内事業者 ・ 町内に本社を置く法人 ・ 主たる事業活動が町内である個人事業主
- ※ その他要件 ・ 「福井県中小企業者等事業継続支援金」の受給状況を、町が県に確認することを承諾すること。

給付額

◆「福井県中小企業者等事業継続支援金」受給額の「2分の1」の額

※ 減収率および該当月数に応じて、**25,000円～300,000円**

申請手続き

◆ 受付期間 **令和3年11月1日（月）～令和4年2月10日（木）**

◆ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

◆ 受付場所 おおい町役場 商工観光課

- ◆ 必要書類
- おおい町町内事業者事業継続支援金申請書
 - 福井県中小企業者等事業継続支援金の振込口座の通帳の写し（口座名義・福井県中小企業者等事業継続支援金の振込について記載した部分）
 - 本人（法人にあっては代表者本人）確認書類（運転免許証、健康保険証、個人番号カード及び住民票等のいずれかの写し）
 - おおい町町内事業者事業継続支援金の振込先口座の通帳の写し（口座名義・口座番号を記載した頁）

福井県中小企業者等事業継続支援金の概要

【対象要件】 令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が、前々年または前年の同じ月と比べ一定以上の減収となっていること 等

【給付額】 5万円～60万円

- (1) 50%以上の減収の月1か月につき10万円
- (2) 30%以上50%未満の減収の月1か月につき5万円
- (3) 上記(1)と(2)の合計で最大6か月分まで

【申請受付期間】 令和3年7月26日（月）から
令和3年12月28日（火）まで

福井県中小企業等
事業継続支援金
ホームページ ⇒



お問い合わせ先

◆ おおい町商工観光課
☎ 0770-77-4056

くわしくはコチラのサイトをご覧ください ⇒
<http://www.town.ohi.fukui.jp/1005/1214/108/p21582.html>

